

ソフトウェア委員会

1. 委員会について

ソフトウェア委員会は、ソフトウェア分野という切り口によって、その専門性を活かした議論や意見発信を行っており、これが権利化前後や地域により法制度や活用の研究を行う特許・国際の各専門委員会と異なる大きな特徴になります。

本年度は、委員長1名、副委員長（小委員長，小委員長補佐）4名、委員24名の計29名で構成され、ソフトウェアへの関心の高まりなどを反映して、委員は増加傾向にあります。

委員会は、全委員が参加する全体委員会と3つの小委員会からなり、全体委員会では各種外部団体から得た知財情報や各国特許庁など関連官庁の動向などの情報共有を、各小委員会ではそれぞれ単年度あるいは中長期に取り組むべきテーマを設定して、ソフトウェア・IT・サービスに関する知財問題について広く調査・研究を行っています。特に最近では、ソフトウェア特有の知財問題（ビジネスモデル，OSS，クラウド等）を事業との関係を重視した取り組み、実務家にとって役立つ情報発信を意識した活動を心がけています。

参加メンバーは、近年の各企業におけるソリューションやサービスを実現する手段としてのソフトウェア関連発明の広がりを反映して、製造業，ソフトウェアベンダ，SIerからゲーム・エンタメ，ネットワークサービス事業者など様々な業界から構成されており、委員会活動を通じて、これら様々な企業に所属するメンバーと有益な意見交換を行うとともに、他の専門委員会との連携や各国特許庁など官庁への意見発信も積極的に行っています。

2. 活動紹介

2.1 第1小委員会

第1小委員会は、「各国におけるソフトウェア知財保護」をテーマとして、ソフトウェア関連特許に関する各国の考え方について分析を行っています。特に、日米欧等の審査基準や判例から、成立性（適格性），進歩性，侵害訴訟事件等の事例の検討に取り組んでおり、2013年5月には「見開き判例ガイド」を発行、その後、実務家向けに臨時研修会も実施しました。

本年度は、具体的にはまず、日米の最新ソフトウェア判例をピックアップし、メンバーで争点の確認や判決についての議論を行うなど、裁判からみるソフトウェア知財に関連する動向を把握し、理解を深め、必要に応じて全体委員会を通して全委員に周知を図っております。

並行して、米国USC112条(f)項の機能的クレーム（Means Plus Function：MPFクレーム）についての活用検討を進めています。企業の特許出願実務において、ソフトウェア関連発明におけるMPFクレームの取扱いは重要性を増しており、一般的にはMPFクレームと判断されないようにクレームを作成する実務がなされる傾向にあります。MPFクレームと判断される境界を明確化し、権利範囲の広いクレームを作成する手法、及び明細書の記載を充実させることで、MPFクレームと判断された場合であっても、権利範囲の広い特許権を取得する手法検討に取り組んでいます。

2.2 第2小委員会

第2小委員会では、近年のソフトウェアの流通が、「製品」の販売からクラウドに代表される「サービス」の提供に変化している背景を受け、「サービス化・グローバル化時代の事業保護のあり方に関する調査・研究」をテーマとして、特許を中心としつつ商標、意匠を含む知財権全体について調査、研究を進めています。

これまで、「ハイ・サービス300選*」に選定された企業を対象企業とし、各社の知財保護状況の確認、分析に取り組んできました。

具体的にはまず、①対象企業について業種分類、②各社の出願件数（特実意商別）の抽出、③各企業の特許、商標と各社が提供するサービスとの関連付けを行い、さらに、対象企業のうちIT技術が直接関連するサービスを提供している企業に焦点をあて、特許出願の内容と各社が提供するサービスに係る技術とを関連付ける精査を行い、サービス提供時の出願戦略等を分析しています。

今後、上記対象企業以外に海外大手ベンダによる日本への出願の分析等を通して、グローバル展開時の出願戦略等も併せて検討することで、最終的にサービス類型毎の知財保護のあり方等について、知財管理誌への投稿という形で、調査・研究成果をご報告する方向で活動を進めています。

*「ハイ・サービス300選」…サービス産業生産性協議会が実施するサービス産業全体のイノベーションや生産性向上を目的に先進的な取り組みを行っている企業、団体の表彰制度。

2.3 第3小委員会

第3小委員会では、「事業形態に応じたソフトウェア関連発明の出願戦略に関する調査・研究（IT企業事例編）～クレームを中心に～」をテーマに取り組んでいます。

具体的には、昨年7月の知財管理誌掲載の同表題の論説をさらに発展させ、論説で提案した事業のタイプ別類型（アプリ提供型、デバイス・装置提供型、顧客システム提供型、Webサービス提供型）について、IT業界で動向が注目されているグローバル企業数社を選定、その事業ドメインを分類して、前述のタイプ別類型をあてはめ、出願傾向やその戦略を調査、研究する試みです。

手法としては、まず選定企業の製品・サービス（ビジネスモデル含む）と事業ドメインを調査、分類し、さらに企業情報（事業別売上構成や新規事業、買収、訴訟等の沿革）の実態調査を踏まえて、売上規模等による事業の注力度など各企業が注力するビジネス（コア領域）に対してどのような特許が取得され、あるいは訴訟などに活用されているか、について調査、分析を進めています。

さらに、取得されている特許のクレームに各企業の出願戦略上の工夫がみられるか、それが注力事業（コア領域）に対するものか、訴訟などで活用される特許を含めてタイプ別類型にあてはめつつ、具体的なクレームドラフティングに踏み込んで検討し、ソフトウェア関連発明の実務家にとっての一助となる調査・研究成果をご報告できるよう活動を進めています。

以上のようにソフトウェア委員会では、ソフトウェア特有の知財問題に取り組むことでソフトウェアに関わる企業知財に役立つ成果創出を目指しています。また、このようなテーマ研究のほか、例年、著作権委員会や日本弁理士会ソフトウェア委員会との各合同委員会を開催、ソフトウェア分野の専門性を活かした各国特許庁や裁判所との意見交換会への参加、意見発信を特許委員会、国際委員会と連携して行っており、今後もソフトウェア（プログラム含む）という切り口で、実務家にとって境界のない業界・法域・法制度（国）を跨いだ幅広い検討に取り組んでいきたいと思っております。

著作権委員会

1. 構成

著作権委員会は、著作権に関する法制度や、著作権等が絡む様々なコンテンツの利用・流通に関する法制度について、実務的な視点から積極的な提言を行うこと、企業内の知財・法務担当者を主要なターゲットとして著作権実務に資する情報発信を行っていくこと、を大きなテーマとして掲げて、様々な活動を行っています。

平成26年度の委員会メンバーは27名で、日々大量の著作物を社内で利用しているユーザー企業（会員企業のほとんどはここに該当するはず）から、コンテンツの流通にかかわる企業、さらにコンテンツを生み出している企業まで、多種多様な業種の企業の担当者によって構成され、メンバーの年齢層やバックグラウンドも非常に幅広いのが、当委員会の特徴です。

また、小委員会を構成せず、毎月の定例委員会では委員会全体での議論や情報シェアを重視する一方、個別の検討テーマの掘り下げについては、随時、当該テーマに応じたワーキンググループ（WG）を設置して活動するなど、委員それぞれのニーズや関心に合わせたフレキシブルな運営に努めています。

2. 今年度の主な活動

2.1 著作権に関する政策・立法動向の把握、分析

平成26年の著作権法改正により、出版権がいわゆる「電子書籍」についても設定できるようになったことを踏まえ、電子出版ビジネス等の実務への影響を検討・分析しています。委員会内のWGで、法改正に至るまでの審議会での議論状況等や、改正法案の国会審議、その後の出版業界の動きを調査するとともに、立法担当者や立法に関与した研究者を委員会に招請して、直接、解説等をしていただくことで、立法の背景や、立法された内容の解釈等について検討を深めています。（活動の成果の一部が、「知財管理」2015年1月号（「電子書籍に対応した出版権の整備に係る著作権法改正」（知的財産Q&A：No.173））に掲載されています。）

また、平成26年7月に文化審議会著作権分科会に設置された「著作物等の適切な利用・流通に関する小委員会」で行われている、クラウドを利用したコンテンツ利用サービスをめぐる著作権法制見直しの議論や、その他のインターネットサービスの発展に伴って生じる著作権問題に対応するため、審議会での議論状況を適宜フォローしつつ、欧米等でのデジタル化時代に合わせた著作権制度再構築の動き等の分析も行い、将来的には、そこから得られた示唆を、日本の法制度に関する議論にも取り込んでいけるようにすることを目指して、検討を進めています。

2.2 国内外の関係裁判例の動向把握・分析

委員会内で、「著作物性」、「権利制限規定」、「利用・譲渡契約」等のテーマごとにチームを構成し、テーマに関係する国内外の裁判例の整理・分析を行った上で、特に重要な裁判例について、担当チームより発表・報告を行うなど、委員会内での共有を図っています。

また、平成26年7月には、それまでの活動の成果として「著作権・デジタルコンテンツ判決事例集」（第4集）（協会資料第438号）を発行しました。今後も、委員会内での発表・報告の積み重ねを経て、同様に資料化することを予定しています。

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

2.3 各社の著作権研修事例紹介

平成26年度からの新たな取り組みとして、委員会に参加している企業各社における、著作権についての教育、研修に関する情報の共有を始めており、各社担当者の実態や問題意識に関する報告に基づく意見交換を行う等して、それぞれの会社での取組みに生かしていくことを目指しています。

3. 合宿委員会その他

年一回、全国各地の著作権研究者との交流や、会員企業のコンテンツ制作過程の見学等を兼ねた合宿委員会（平成25年度は神戸、平成26年度は北九州で開催）を開催しているほか、委員会外での公式・非公式（？）の懇親会等の機会も充実しており、委員会メンバー同士での有益な意見交換を行いやすい環境になっています。

また、JIPA内の他の委員会と共同した取組みも行っており、特に委員会としてのルーツを同じくするソフトウェア委員会との間では、定期的に合同委員会を開催し、交流を深めています。

マネジメント第1・2委員会

1. 構成

2014年度は、マネジメント第1委員会、マネジメント第2委員会とも、7～12名ほどのメンバーからなる3つの小委員会から構成されています（以下総称して「マネジメント委員会」とします。小委員会ごとに、小委員長及び小委員長補佐を置き、活動を行っています。マネジメント経験を有することが募集要件となっているため、他の委員会よりも年齢構成は若干高めとなっています。

2. ミッション

マネジメント委員会のミッションは次のように定めています。

- (1) 我国の産業競争力向上に必要な施策に関する調査・研究活動を行い、政府等へ提言すべき政策課題について検討し、発信する。
- (2) 知財経営を推進するために、現実の企業活動を踏まえた実践的な知財マネジメントに関する調査・研究を行い、産業界のオピニオンリーダーとして、国内外に情報・提言を発信する。

3. 研究課題

マネジメント委員会で研究している課題については多岐に渡ります。

例を挙げると、「事業に貢献する知財活動のあり方」、「知的財産の価値評価」、「知的財産組織についての研究」、「産学連携のあり方」、「グローバル化に対応した知財マネジメント」、「知財コストや税務についての研究」、「知財リスクマネジメント」、「技術流出への対応」、「人材育成」、「知財環境をとりまく変化と対応」、「M&A」、「知財制度のあるべき方向性」などがあります。これらについてマネジメントの視点から、政策提言や実践的な知財マネジメントとしてアウトプットすべく研究を行っています。2014年度は、以下の研究テーマに取り組んでいます。

- ・ 秘密情報防衛の研究
- ・ イノベーション促進のための税制度に関する研究
- ・ 2030年、グローバル知財予測に関する研究
- ・ 知財部門の機能拡大に関する研究
- ・ 「モノ」から「コト」へ変化する競争源泉における知財マネジメントの研究
- ・ グローバルアウトソーシングの研究

4. 研究活動のイメージ

基本的には小委員会単位で与えられたテーマについての研究を行います。

毎年テーマを入れ替えますが、テーマによっては2年以上の中長期に渡り検討を行うものがあります。研究の成果は、原則、知財管理誌の論説や東西部会における発表などを通じて公表しています。

一年間の活動は、概ね以下のように研究が進められます。

①与えられたテーマの理解

一年間メンバーが歩調を揃えて検討をするために、メンバー間でテーマについて共通の理解を行い、アウトプットのイメージを固めます。そのため例年5月か6月ころに合宿を行います。この合宿は、メンバー間がお互いによく知り合い、打ち解けるための有用な機会にもなっています。小委員会は、以降月1回程度の定期会合を持って進められます。

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

②文献等の検討と重複研究の有無の確認

与えられたテーマについて、既に存在する文献等がないか手分けして調査します。テーマによっては、メンバーに対する知識補充のために、専門家にヒアリングをすることもあります。

③研究活動

研究活動の進め方については、テーマによって異なります。参加者の経験や知見を持ち寄りディスカッションするというのが基本ですが、客観性の担保やより幅広い知識を土台とするために、アンケートやヒアリングを行うこともあります。これらの活動を通じた経験は、社内の業務からはなかなか得難いものです。

④中間発表会

マネジメント委員会全体で10月ころに中間発表会を行います。

そこでは、小委員会単位で研究の進捗を発表し、マネジメント委員会全体で知識の共有を行うとともに、小委員会を跨いで広く意見を交換することで後半の研究の進め方についての気づきを得ることが出来ます。勿論、発表だけでなく、多くのメンバーが一同に会して懇親することによる人材交流から得られるものは、有形無形の財産となります。

⑤研究のまとめと成果物化

中間発表会を終えると、研究のゴールを意識したまとめのフェーズに入ります。知財管理誌への執筆を行う場合には、年内には概略のストーリー立てをした上で、内容の補強を行います。ここでは小委員長、小委員長補佐のリーダーシップとメンバーの積極的な協力が大切です。追い込みのための合宿を行う小委員会もあります。

5. 活動に参加して得られるもの

いわゆる業種ごとの集まりではなく、あらゆる業種の知財に関するマネージャーの集まりですので、活動を通じて得られる情報には目からウロコということも少なくないと思います。また、日頃のマネジメントに関する課題や悩みについて懇親会等を通じて話し合う機会も多く、そこでは社内だけのつながりでは決して得られない貴重なヒントを持ち帰ることができることもあります。委員会活動を通じて、メンバーは視野を広げ、日常業務における引出しを増やし、「人脈」という最高の財産を手に入れることができます。

情報システム委員会

1. 構成

情報システム委員会のミッションは、「企業の知的財産活動を支えるため、各国の特許庁や特許事務所を経る知財情報に関する調査・研究，企業内での知財情報の活用に関する調査・研究，並びに知財業務の効率化に関する調査・研究を情報システム視点で行い，企業内外の情報システムのあるべき姿に関する情報・提言を国内外の企業・特許庁・特許事務所に向けて発信する」です。

企業活動のグローバル化に伴い，グローバル出願が増大しており，知財情報の流れは，日本特許庁と自社との間が中心であった時代から，世界各国の特許庁と自社との間が中心となる時代となっています。世界各国の特許庁はIT化を積極的に推し進めており，知財情報の活用や企業内外の情報システムの在り方を見直すべき時期にきています。

今年度の情報システム委員会では，この時代の流れに沿った委員会活動を進めることとし，各国の特許庁や特許事務所を経る知財情報に関する調査・研究を第1小委員会で，企業内での知財情報の活用に関する調査・研究を第2小委員会で行っています。また，対外的な活動に臨機応変に対応することを意図してアドホックに活動する，グローバルDシエ及び特許庁最適化計画という二つのプロジェクトを設置して活動しています。今年度は，第1小委員会が10名，第2小委員会が11名で活動し，二つのプロジェクトのメンバは小委員会委員が兼任しています。

2. 第1小委員会

各国毎に諸手続や庁発行の書類形式が異なるため，出願人は自社の知財管理に必要な書誌的事項や期限日等を含む知財情報を，負荷をかけながら自社システムに取込むか，諦めているのが実状です。本小委員会では，特に各国特許庁の書類及び項目の共通化やコード化を出願人の立場で調査・研究しながら，知財情報のグローバルな電子的流通の実現に向けて精力的に活動を行っております。昨年度の調査・研究成果が2014年8月号の「知財管理」誌に掲載されていますので，併せてご覧下さい。

3. 第2小委員会

本小委員会では，「経営判断に資する意思決定支援システムの検討」というテーマで，事業の継続や中止，新規事業の立ち上げ等の経営判断を行う上で必要な情報とは何か，又その情報を得るために既存の情報分析・解析ツールを如何に活用すべきかを調査・研究しています。そして，どのようなツールであれば効率的な情報提供が可能であるのかも調査・研究を行っています。昨年度は「社外リソースを活用した知財管理の検討」の調査・研究を行い，その成果が2014年11月号の「知財管理」誌に掲載されていますので，是非ご覧ください。」

4. アドホックプロジェクト

4.1 グローバルDシエ

グローバル出願に係る業務フローを大幅に改善し，業務量及びシステム費用の大幅な削減を図れるグローバルDシエや，PCT国内移行手続を支援するePCTシステムの構築を後押しすることを狙いとして設置しました。

本プロジェクトでは，五大特許庁が進めるグローバルDシエタスクフォース（GDTF）会合への参画や，日本特許庁との積極的な意見交換を行い，ユーザメリットの最大化を目指します。

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

4.2 特許庁最適化計画

日本特許庁情報システム課との意見交換会を通じて、ユーザ利便性を向上する観点での機能が実装されるように働きかけることを狙いとして設置しました。

本プロジェクトでは、特許庁最適化計画やインターネット出願ソフトについて委員会内の意見を集約し、特許庁へ改善要望として提案します。

情報検索委員会

情報検索委員会の活動は、①企業の国際競争力強化のための情報調査力の向上、②経営に資する情報解析力の向上、③国内外の特許情報施策提言、を主な目的としており、正副委員長10名と、委員37名の計47名で活動しています。特許調査そのものを研究対象とした第1小委員会(3WGから構成)と、企業の知財戦略分析を研究対象とした第2、第3小委員会(各2WGから構成)からなり、小委員会ごとに毎月各自の研究成果を持ち寄ってテーマについての検討を行っています。

原則としてすべてのWGが年間の活動成果をCDまたは知財管理誌(JIPA会員企業に配布)で公開しております。過去の成果についてはJIPAホームページで検索できますので、ぜひ参照の上ご活用ください。

特許情報検索に関する研究団体はJIPA以外にもいくつか存在しますが、研究成果を基に日本を含む各国特許庁に要望・意見具申ができるのが当委員会の特徴であると考えています。各国特許庁へ要望するに当たっては各国の経済事情、法制度、文化などの背景にまで思いを巡らせる必要があり、この活動を通じて幅広い視点で特許情報を俯瞰することができるという面白さがあります。

また、特許分類に関しては2013年1月に発効したCPC(欧米共同特許分類)の活用法についても研究しており、その成果はヨーロッパの特許情報研究団体(Patent Documentation Group; PDG)との交流の中で共有し、CPCを日本のユーザーにとって使いやすいものにする目的でヨーロッパのユーザーやEPO担当者の啓蒙活動も行っています。

「情報検索」という委員会の名称からいわゆるサーチャー(特許調査のプロ)だけの集まりであると思われるかもしれませんが、実際にはR&D企画担当者、教育担当者、経営企画担当者なども所属しており、情報をどのように効率的に検索するかという調査そのものに関する研究の他に、得られた情報をどのように活用するか、という視点でも活発に議論しています。例えば、今年度は競合他社の知財・人的資産の価値評価方法、競合他社・グローバル企業の出願戦略分析などについても研究しており、委員それぞれが自社の知財経営戦略への活用を念頭において毎月熱く議論しています。

2014年度は沖縄科学技術大学院大学で各WGの中間報告会を開催(写真)するとともに、WGの枠を越えて各自の検索テクニックや問題意識について議論する意見交換を行いました(以前は夏季セミナーとして開催)。情報検索技術に限らず、スキルアップには幅広い知識・バックグラウンドを持つ人々との交流が必要であると考えており、このような活動がその一助になれば幸いです。

委員相互の成長のために積極的に情報発信し、専門家の立場で政策提言できる方の参加をお待ちしております。



ライセンス第1・2委員会

1. 構成

ライセンス第1委員会：32名

（委員長1名，副委員長7名，委員24名）

ライセンス第2委員会：32名

（委員長1名，副委員長6名，委員25名）

2. 活動方針

「ライセンス契約等技術契約を取り巻く，国内外の実務上の課題に対する検討，要求度の高い情報の収集と整理，さらにこれらに基づく報告，提言を行うことにより，会員企業の契約実務に貢献する」

3. 今年度活動テーマ

第1委員会：

（第1小委員会）ノウハウ，商標権，著作権等のライセンス

（第2小委員会）中国企業との技術契約に関する実務上の留意点

（第3小委員会）技術契約の交渉に関する調査研究

第2委員会：

（第1小委員会）共同研究・開発契約，国内外の産官学連携に関する調査研究

（第2小委員会）ライセンスに関わる米国判例の調査研究

（第3小委員会）英文ライセンス契約に関する調査研究

4. 活動内容

ライセンス委員会は，ライセンス第1委員会とライセンス第2委員会の2つの委員会に分かれており，それぞれの委員会は3つの小委員会から構成されています。この第1委員会と第2委員会の区分けは，流動的かつ便宜的なものであり，テーマや活動内容によって分かれているものではありません。

ライセンス委員会は，国内外のライセンス契約をはじめとする，様々な技術関係の契約（秘密保持，共同開発，技術支援契約等を含む）にまつわる様々な法的，実務的な課題につき，調査研究を行っています。テーマは単年度で終了するもの，複数年かけて，じっくりと取り組むものもあり，毎年その時々に関心の高いテーマを選んで，6つの小委員会に分かれてそれぞれのテーマで調査研究に取り組んでいます。

活動方針にもある通り，ライセンス委員会では，会員企業の契約実務に貢献することが重要な使命であると考え，活動の成果発表を積極的に行っており，各小委員会の成果は，知財管理誌に論説として掲載される他，部会発表により日本知的財産協会の会員企業と共有され，又は実務に活用できる資料集，マニュアルという形にまとめられます。ライセンス委員会では，以前より契約実務に関するマニュアルや資料集を多数発行しており，会員企業の皆様から実務の手引きとして高い評価をいただいています。また，小委員会単位での成果以外にも，他の専門委員会との連携を図りながら，各種団体との意見交換会やパブリックコメントにおいて，日本知的財産協会としての意見発信も活発に行っています。

年間の活動としては，各小委員会での活動テーマに沿った議論（原則月一回）に加え，全委員が一

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

堂に会する合同委員会（4月：年間活動方針策定，7月：前知財高裁判事の飯村氏講演（2014年度），3月：委員会内での成果発表），合同合宿委員会（10月），また小委員会によっては小委員会合宿等も企画されています。特に今年度の合同合宿委員会では，小委員会という枠を取り払い，このために構成されたグループでライセンス契約および共同開発契約の模擬交渉を行いました。各委員間の親睦も深めつつ，普段の業務で必要とされるスキルの向上にもつながり，参加した委員の方々には大変好評でした。

ライセンス委員会の活動は，契約という切り口で背景情報としての法律知識，実務的な交渉スキル，確実な履行を確保するための契約書作成スキル等，カバーする内容は多岐に亘り，また関連する法律分野及び他の専門分野も多いため，特許法等の知的財産関連法，民法等の契約に関する法律のみならず，各国の競争法等の規制法や判例の動向，会計や税務に関連する知識等，幅広い分野の知見が得られるのも大きな魅力です。

また，技術契約の内容，実務は，業種ごとにより異なるため，他業種の委員同士で情報交換することで，様々な気づきが得られ，委員のスキルアップに繋がっています。

5. 構成メンバー

ライセンス委員会は，技術契約の作成や検討を実際に担当している実務者メンバーを中心に構成されていますが，法務系のメンバーと，知財系のメンバーが混在しているのが特徴です。また，各委員の業種も，電機，機械系から，医薬，化学，通信，建設，ソフトウェア，インフラ系と実に多岐に亘っています。

様々な業界の，法律系のバックグラウンドと特許系のバックグラウンドを持つメンバーがそれぞれの立場で自由に意見を交換し，体験を共有化することで相互に学びあえる環境がライセンス委員会の最大の魅力と言えるかもしれません。

6. 終わりに

このように我々ライセンス委員会では，様々な活動を通して，委員間の親睦も深めつつ，各委員のスキルアップ，そして成果の発信に取り組んでいます。4月には，これをお読みの皆さんと合同委員会でお会いできることを楽しみにしています！ようこそライセンス委員会へ！

意 匠 委 員 会

1. 活動概要

意匠委員会の活動内容は、企業の意匠実務に即した内外国意匠制度の調査・研究の他、各国の制度改正の動きに対応して意見発信を行っています。

様々な業種のメンバーで構成されており、製品分野によって開発スケジュールや抱えている問題の所在などの違いがありますので、幅広い観点で意匠の保護戦略を考察できます。

第1小委員会、第2小委員会から構成され、今年度は各小委員会が夫々10名で活動しています。

2. 調査・研究テーマ

意匠委員会ではこれまでに、様々な国・地域の意匠制度に対応し、意匠公報データベースの調査からエンフォースメント関連まで、意匠制度に関して幅広く手掛けています。

研究テーマの選定は、その年或は近い将来の、国内外の意匠制度を取り巻く環境を踏まえ、最も旬なテーマを選んでいきます。実務の現場が一番知りたい、セミナーやウェブで入手困難な、実態により近い情報に着目しています。調査を進めるにあたっては、特許庁や、現地代理人にヒアリングを行うなどして、内容の確実性を高めています。

また、昨年まで、各小委員会の対応を“国内”と“海外”で分担していましたが、今年度は課題で分担し、夫々について日本と海外を絡め、ワールドワイドに意匠を保護したい場合、いかにすれば効果的かつ効率的か、出願を軸としたオフェンス、クリアランスを軸としたディフェンスの両面から研究しています。

〈2014年度調査・研究テーマ〉

第1小委員会「日本及び各国の画像デザイン保護制度に関する調査・研究」

第2小委員会「ハーグ協定加盟に伴う意匠実務の研究—ハーグ（国際出願）の効果的な活用—」

研究内容は、3月の東西部会でご報告できる予定です。

4. その他の活動

調査・研究以外の活動として、各国への法改正に対しての意見発信、協会内のワーキング活動や、特許庁の委託事業等の外部活動への委員派遣、他団体との意見交換を行います。

特許庁意匠課とは適宜意見交換を行っており、法改正情報等を一般に公開される前の早い段階でキャッチできるメリットがあります。また、日本弁理士会意匠委員会とも定期的に意見交換を行い、親交を深めております。

意匠委員会では、以上の活動を通じて、委員の意匠実務のスキル向上や、人脈作り、また、これらの情報を協会会員の方々に、適時に提供し、企業の知財活動に役立てていただきたいと考えております。

是非、意匠委員会へご参加いただくとともに、研究テーマ等のご要望を、お聞かせいただければ幸いです。

なお、特許庁の広報誌「とっきょ」平成26年10・11月号で意匠制度特集が掲載されています。意匠権活用のご参考に、ご一読されてみてはいかがでしょうか。

(http://www.jpo.go.jp/torikumi/hiroba/kohoshi_tokkyo.htm)

商 標 委 員 会

1. 構 成

商標委員会は、国内商標制度を主テーマとする第1小委員会（16名）、ブランドを主テーマとする第2小委員会（19名）、外国商標制度を主テーマとする第3小委員会（14名）、そしてどの小委員会にも属しない委員長（1名）の合計50名から構成されています。各小委員会とも主テーマについて調査研究し、会員企業の実務者に活用される成果物を提供したいと考えています。

2. 各小委員会の活動状況等

2.1 第1小委員会

第1小委員会は、近年「識別力」や「商標の使用」、「音などの新しいタイプの商標」等について調査研究をしてきましたが、今年度は「ライセンス契約」、「クレームレター」の2件をテーマとして設定しています。知財活動において権利の活用は重要なテーマであり、ライセンス等についても多くの研究が見られますが、特許等の視点で検討されたものが多く、商標に特化したものはあまり見られません。そこで、商標特有の問題点や注意すべき点を抽出し、考察していく予定です。

2.2 第2小委員会

第2小委員会は、近年「技術ブランド」や「社内へのブランド・商標教育」等の調査研究をしてきましたが、今年度は「コーポレートブランド（CB）の使用」に関する2つの論点について調査研究を進めています。グループ会社も含めた親会社のCB管理において、実務上の課題を感じている会員企業が多く見受けられ、特に実務上問題が顕在化しやすいCBの使用に纏わる問題について、原因分析と解決策を考察していく予定です。

2.3 第3小委員会

第3小委員会は、近年「Webにおける商標の使用」や「技術・機能名称としての使用と商標としての使用」等について調査研究をしてきましたが、BRICs及びASEANにおける商標実務に関する調査研究として昨年度は「周知・著名商標の保護」を、本年度は「わが国企業の商標保護の障害克服手法」を中心に研究を進めています。これら地域では、わが国企業の進出が目ざましい一方、商標制度の運用面の不明確さが顕在化してきているため、会員企業が直面している問題点等を抽出し、考察していく予定です。

2.4 対外活動

商標委員会では、JIPA内のアジア戦略プロジェクトと共同してインドの審査遅延案件の促進要請、一連の中国商標法改正やベトナム・インドネシアの商標実務への要望等の発信といった活動、また、産業構造審議会商標制度小委員会・商標審査基準WG、特許庁委託研究、商標五庁会合（TM5）等への委員の派遣、更にニース国際分類、タバコプレーンパッケージ等について国内外に意見を発信しています。

3. 終わりに

調査研究活動だけではなく、横のつながりを大切にしたいとの歴代委員長の意向もあり、会議終了後の懇親会も重要な情報交換の場となっています。

表1に近年の商標委員会の成果物のリストを添付しました。2015年には今年度とは異なる研究テ

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

マが設定されるかもしれませんが、ご興味をもたれた方は、委員会への参加を是非ご検討ください。

表1 近年の商標委員会の成果物

掲載巻（発行年）/号/頁	論文区分	論文名	著者
64巻（2014年）/8号/1288頁	今更聞けないシリーズ（No.85）	No.85 商標におけるコンセント（同意書）制度	第1小委員会
64巻（2014年）/6号/884頁	論説	商標の機能（識別力）へ配慮した表示についての考察	第1小委員会
63巻（2013年）/9号/1459頁	論説	商標の類否判断の審査における「取引実情説明書」の活用のためのヒント	第1小委員会
63巻（2013年）/7号/1151頁	資料	B to Bで成功する技術ブランドの研究	第2小委員会
63巻（2013年）/5号/763頁	資料	インターネット上の商標の使用に関する判決例の事例考察	第3小委員会
62巻（2012年）/6号/793頁	論説	ハウスマークから派生した商標の類否について—企業実務からの—考察—	第1小委員会
資料406号（2012年5月）	別冊資料	商標実務における諸問題の考察（技術名称・機能名称編）	第3小委員会
62巻（2012年）/4号/505頁	特集（事業で勝つ！）	マーケティング手法を用いた技術ブランディングと商標	第2小委員会
61巻（2011年）/9号/1421頁	今更聞けないシリーズ（No.50）	No.50 企業視点からの「商標表示」の取り扱い	第3小委員会
61巻（2011年）/6号/893頁	今更聞けないシリーズ（No.47）	No.47 最近の不使用取消審判における「商標の使用」について—企業実務者の視点から—	第1小委員会
資料396号（2011年3月）	別冊資料	経営に資するブランドの研究—ブランドで経営を考える—	第2小委員会
資料394号（2010年9月）	別冊資料	商標実務における諸問題への考察（スローガン・キャッチフレーズ編）	第3小委員会
60巻（2010年）/6号/991頁	今更聞けないシリーズ（No.35）	No.35「商標の識別力」に関する日本の実務上のポイント—企業実務者の視点から—	第1小委員会
59巻（2009年）/4号/459頁	資料	経営に資するブランドライセンスの在り方と商標部門の役割	第2小委員会

フェアトレード委員会

フェアトレード委員会は、今年度25名で、①営業秘密、②パッシングオフや新手の不正競争行為、③知財と独占禁止法（競争法）の3つのテーマに関する調査研究に取り組んでいます。

①営業秘密

技術情報をはじめとする営業秘密は、今日の企業経営においてますます重要なものとなっています。当委員会では、今年度、営業秘密保護の強化に向けた不正競争防止法改正議論において鋭意意見提言することを重点テーマに位置付けた活動を行っていますが、法と実務の双方を活動の両輪として、こうした不正競争防止法の観点からの調査研究にとどまらず、各社業務における営業秘密管理に関する委員会内でのディスカッションや情報交換、新興国への展開を見据えた秘密情報管理のあり方に関する弁護士を交えたゼミの実施など、知財、法務分野における企業実務家の集団として、幅広い視野での活動を積極的に行っています

②パッシングオフや新手の不正競争行為

他人の企業名称、商標の不正使用（パッシングオフ）やドメインネームの不正取得といった従前からの問題にとどまらず、最近では、中国のインターネットサイト上への企業情報（マル秘資料等）の流出、インターネットショッピングサイトへの模倣品出品、偽Webサイトや自社Webサイトへの不正誘引などインターネットを通じた新手の不正競争行為が発生しています。被害もB to C企業のみならず、B to B企業にも及んでおり、これまでは対岸の火事と思っていた企業においても、こうした新手の不正競争行為への対応が必要となる場面は現実が増えており、今後も増え続けるものと推測されます。商標法や意匠法のみでは対処しきれないこうした新手の不正競争行為についての実態把握と対策の調査研究に幅広く取り組んでいます。

③知財と独占禁止法（競争法）

経営戦略、事業戦略に合致する知的財産権の利用は、今日強く意識されているところですが、これに応じて、標準化とホールドアップ、非係争条項、テリトリー制限など、独占禁止法（競争法）への舐触に留意した知的財産権の利用をこれまで以上に意識することが求められています。特に、グローバルな知的財産権の活用が積極化し、他方で各国の競争法が厳格に適用される今日においては、知的財産権のライセンス等において思わぬ落とし穴に陥ることのないよう、知的財産部門においても十分な注意が必要となります。当委員会では、今年度の活動として、国内外におけるライセンス等の知的財産権の活用にあたり、独占禁止法（競争法）との舐触が懸念される場面における対処法を分かりやすくフレームワーク化しDo's and Don'tsとして取りまとめ、会員企業がより柔軟で積極的な知的財産権の活用を図る一助とすることを目的として、弁護士とのコラボレーションによる調査研究を行っています。

上記のように、フェアトレード委員会では、不正競争防止法や独占禁止法を中心としたフェアトレードに関するテーマについて幅広く取り組んでいます。対象とするテーマゆえ、知的財産部門のみならず、法務部門からの参加が多く、常に多種多様な観点での活発な議論が行われていることも特徴です。委員一同、営業秘密、パッシングオフや新手の不正競争行為、知財と独占禁止法という側面から、知財、法務の実務家集団として、最新の調査研究とアウトプットを通じて、日本の知財実務の歩みを

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

一歩でも前に進められるよう貢献したいとの意気込みで活動に取り組んでまいります。こうしたテーマに関心がある方のご参加をお待ちしております！